

元国税局職員に有罪判決 大麻栽培、密売—札幌地裁

2021年05月14日13時16分



大麻を栽培し密売したなどとして、麻薬特例法違反と大麻取締法違反などの罪に問われた元札幌国税局職員、遠藤恵介被告（46）の裁判員裁判の判決が14日、札幌地裁であった。中川正隆裁判長は懲役9年、罰金600万円、追徴金1650万円（求刑懲役13年、罰金600万円、追徴金約1650万円）を言い渡した。

甲府税務署員を懲戒免職 持続化給付金詐取と大麻所持—東京国税局

遠藤被告は起訴内容を認めていた。中川裁判長は、1人当たり50グラムの大麻を多数回にわたり譲渡したと指摘し、「大麻がさらに拡散していた可能性も十分に考えられる」と言及。「犯行の規模は大きく、譲渡により多額の利益を得るために栽培を継続した」と量刑理由を述べた。

判決によると、遠藤被告は2019～20年、札幌市の共同住宅で大麻を栽培。別の男と共に謀し、計約5キロを約100人に密売し、計約1650万円を売り上げた。

同被告は、不動産取引に関連して消費税の不正還付を受けた消費税法違反罪などで4月に有罪判決を受けており、大麻事件と併せて刑が言い渡された。

社会 新型コロナ最新情報 入管難民法改正 医師嘱託殺人

関連記事

- [35歳巡査長を逮捕 薬物譲り受けた疑い-広島県警](#)
- [\[PR\]「タバコよりこっち吸うわ」1日540円→99円の新型タバコ爆売れ](#)
- [地番掲載はプライバシー侵害 静岡新聞に賠償命令-静岡地裁](#)
- [死亡直前、2人で4時間 野崎さんと元妻、夕食時も-逮捕1週間・和歌山県警](#)
- [\[PR\]「飲んだだけなのに、疲れが違う」今すぐお試し](#)

竹中平蔵 東京五輪でボロ儲け

8割の国民が五輪開催反対する中で国民の税金を食い物にする裏事情とは？

modernmonetarytheory.jp

閉く



©尾田栄一郎／集英社・フジテレビ・東映アニメーション

f 時事通信のSNS

✓ 読まれています